

# 接続料金

## 接続料金の変遷

年度	内 容
1992	・事業部制の導入・徹底(1992.4.1)
1993	・1992年度事業部別取支算定(1993.6.30) ・長距離系NCCおよび地域系NCCとの新しい足回り料金決定(接続料金)(1993.10.22) ・エンド・エンド料金導入(1993.11.4)
1994	・新しい足回り料金導入(接続料金)(1994.4.1～)
1995	・足回り料金の見直し(販売関係費用を除く)(1995.4.1～)
1996	・セットアップチャージ付秒課金方式の導入(1996.4.1～) ・PHS事業者へ接続料金導入(1996.4.1～) ・携帯電話事業者へ接続料金導入(1996.12.1～) ・CATV電話事業者へ接続料金導入(試験サービス)(1996.12.20～)
1997	・1996年度事業部取支をもとに接続約款認可(1998.3.20)
1998	・1997年度事業部取支をもとに接続約款変更認可(1999.1.22)
1999	・専用線エンド・エンド料金導入・コスベースの接続料金導入(1999.7.1) ・1998年度接続会計をもとに接続約款変更認可(2000.2.25)
2000	・DSL事業者へ接続料金導入(2000.12.25～) ・光ファイバーの暫定接続料金導入(2000.12.26～) ・接続約款変更認可<2000年度より適用> 〔専用線等は1999年度接続会計ベース、公衆網は長期増分費用方式を導入〕(2001.2.19) ・県内専用線の事業者向け割引料金導入(2001.3.1～)
2001	・「IP通信網サービス」接続料金導入(2001.7.13) ・光ファイバーの接続料金導入(2001.8.31) ・接続約款変更認可<2001年度より適用>〔2000年度接続会計に基づく専用線等の接続料金〕(2002.1.31)
2002	・INSネット1500の事業者向け割引料金導入(2002.6.20～) ・接続約款変更認可<2002年度より適用>〔2001年度接続会計に基づく専用線等の接続料金〕(2003.2.14)
2003	・接続約款変更認可<2003年度より適用>〔長期増分費用方式による公衆網接続料金〕(2003.4.22) ・接続約款変更認可<2003年度より適用>〔2002年度接続会計に基づく専用線等の接続料金〕(2004.2.17)
2004	・引込線の料金体系の見直し(工事費等の設定)(2005.1.1) ・接続約款変更認可<2005年度より適用>〔トランクボート等料金〕(2005.1.14) ・接続約款変更認可<2004年度より適用>〔2003年度接続会計に基づく専用線等の接続料金〕(2005.3.1) ・接続約款変更認可<2005年度より適用>〔長期増分費用方式による公衆網接続料金〕(2005.3.28)
2005	・接続約款変更認可<2005年度より適用>〔2004年度接続会計に基づく専用線等の接続料金〕(2006.3.3) ・接続約款変更認可<2006年度より適用>〔長期増分費用方式による公衆網接続料金〕(2006.3.31)
2006	・接続約款変更認可<2006年度より適用>〔2005年度接続会計に基づく専用線等の接続料金〕(2007.2.26) ・接続約款変更認可<2007年度より適用>〔長期増分費用方式による公衆網接続料金〕(2007.3.30)
2007	・接続約款変更認可<2007年度より適用>〔2006年度接続会計に基づく専用線等の接続料金〕(2008.3.27) ・接続約款変更認可<2008年度より適用>〔長期増分費用方式による公衆網接続料金〕(2008.3.27)
2008	・接続約款変更認可<2008年度より適用>〔加入光ファイバの接続料金〕(2008.6.24) ・接続約款変更認可<2009年度より適用>〔2007年度接続会計に基づく専用線等の接続料金〕(2009.2.24) ・接続約款変更認可<2009年度より適用>〔次世代ネットワーク(NGN)の接続料金〕(2009.3.31) ・接続約款変更認可<2009年度より適用>〔長期増分費用方式による公衆網接続料金〕(2009.3.31)
2009	・接続約款変更認可<2010年度より適用>〔2008年度接続会計に基づく専用線等の接続料金〕(2010.3.1) ・接続約款変更認可<2010年度より適用>〔次世代ネットワーク(NGN)の接続料金〕(2010.3.29) ・接続約款変更認可<2010年度より適用>〔光屋内配線使用料等料金〕(2010.3.29) ・接続約款変更認可<2010年度より適用>〔長期増分費用方式による公衆網接続料金〕(2010.3.29)
2010	・接続約款変更認可<2011年度より適用>〔2009年度接続会計に基づく専用線等の接続料金〕(2011.3.29) ・接続約款変更認可<2011年度より適用>〔長期増分費用方式による公衆網接続料金〕(2011.3.29)

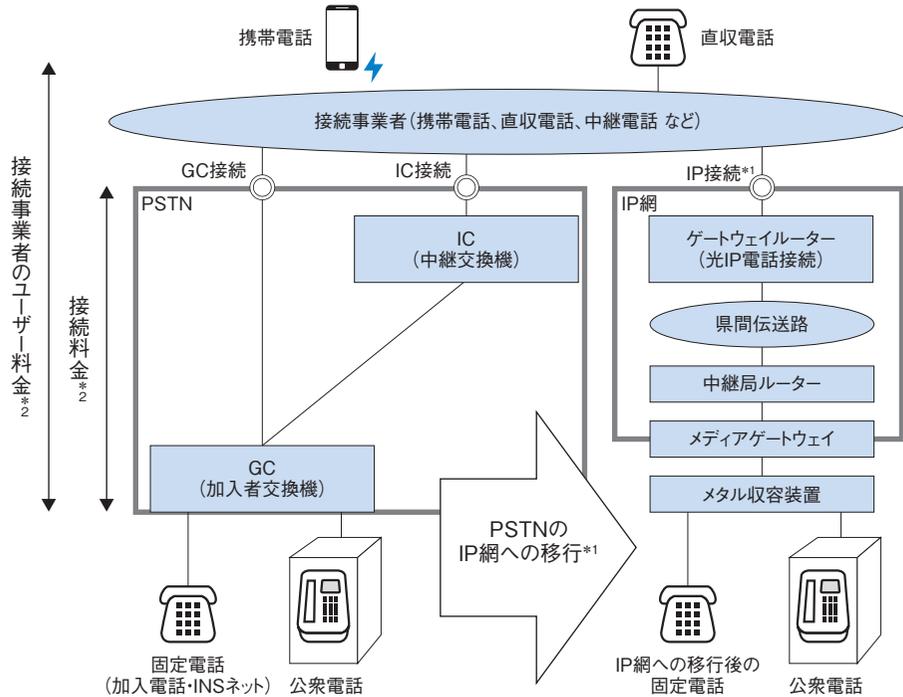
年度	内 容
2011	・接続約款変更認可<2011年度より適用>〔加入光ファイバの接続料金〕(2011.4.4) ・接続約款変更認可<2011年度より適用>〔次世代ネットワーク(NGN)の接続料金〕(2011.4.4) ・接続約款変更認可<2012年度より適用>〔2010年度接続会計に基づく専用線等の接続料金〕(2012.3.29) ・接続約款変更認可<2012年度より適用>〔加入光ファイバの接続料金(補正)〕(2012.3.29) ・接続約款変更認可<2012年度より適用>〔次世代ネットワーク(NGN)の接続料金〕(2012.3.29) ・接続約款変更認可<2012年度より適用>〔長期増分費用方式による公衆網接続料金〕(2012.3.29)
2012	・接続約款変更認可<2013年度より適用>〔加入光ファイバの接続料金(補正)〕(2013.3.29) ・接続約款変更認可<2013年度より適用>〔次世代ネットワーク(NGN)の接続料金〕(2013.3.29) ・接続約款変更認可<2013年度より適用>〔長期増分費用方式による公衆網接続料金〕(2013.3.29)
2013	・接続約款変更認可<2013年度より適用>〔2011年度接続会計に基づく専用線等の接続料金〕(2013.4.5)
2014	・接続約款変更認可<2014年度より適用>〔加入光ファイバの接続料金(補正)〕(2014.4.9) ・接続約款変更認可<2014年度より適用>〔次世代ネットワーク(NGN)の接続料金〕(2014.4.9) ・接続約款変更認可<2014年度より適用>〔長期増分費用方式による公衆網接続料金〕(2014.4.9) ・接続約款変更認可<2014年度より適用>〔2012年度接続会計に基づく専用線等の接続料金〕(2014.4.9)
2015	・接続約款変更認可<2015年度より適用>〔加入光ファイバの接続料金(補正)〕(2015.4.10) ・接続約款変更認可<2015年度より適用>〔次世代ネットワーク(NGN)の接続料金〕(2015.4.10) ・接続約款変更認可<2015年度より適用>〔長期増分費用方式による公衆網接続料金〕(2015.4.10) ・接続約款変更認可<2015年度より適用>〔2013年度接続会計に基づく専用線等の接続料金〕(2015.4.10)
2016	・接続約款変更認可<2016年度より適用>〔長期増分費用方式による公衆網接続料金(補正)〕(2016.4.11) ・接続約款変更認可<2016年度より適用>〔2014年度接続会計に基づく専用線等の接続料金(補正)〕(2016.4.11) ・接続約款変更認可<2016年度より適用>〔加入光ファイバの接続料金〕(2016.7.27) ・接続約款変更認可<2016年度より適用>〔次世代ネットワーク(NGN)の接続料金〕(2016.7.27)
2017	・接続約款変更認可<2017年度より適用>〔加入光ファイバの接続料金(補正)〕(2017.4.14) ・接続約款変更認可<2017年度より適用>〔次世代ネットワーク(NGN)の接続料金〕(2017.4.14) ・接続約款変更認可<2017年度より適用>〔長期増分費用方式による公衆網接続料金〕(2017.4.14) ・接続約款変更認可<2017年度より適用>〔2015年度接続会計に基づく専用線等の接続料金〕(2017.4.14)
2018	・接続約款変更認可<2018年度より適用>〔長期増分費用方式による公衆網接続料金〕(2018.3.23) ・接続約款変更認可<2018年度より適用>〔加入光ファイバの接続料金(補正)〕(2018.6.15) ・接続約款変更認可<2018年度より適用>〔次世代ネットワーク(NGN)の接続料金〕(2018.6.15) ・接続約款変更認可<2018年度より適用>〔2016年度接続会計に基づく専用線等の接続料金〕(2018.6.15)
2019	・接続約款変更認可<2019年度より適用>〔長期増分費用方式による公衆網接続料金〕(2019.6.25) ・接続約款変更認可<2019年度より適用>〔2017年度接続会計に基づく専用線等の接続料金〕(2019.6.25) ・接続約款変更認可<2019年度より適用>〔加入光ファイバの接続料金(再申請)〕(2019.8.26) ・接続約款変更認可<2019年度より適用>〔次世代ネットワーク(NGN)の接続料金(再申請)〕(2019.8.26)
2020	・接続約款変更認可<2020年度より適用>〔2018年度接続会計に基づく専用線等の接続料金〕(2020.3.26) ・接続約款変更認可<2020年度より適用>〔加入光ファイバの接続料金〕(2020.3.26) ・接続約款変更認可<2020年度より適用>〔次世代ネットワーク(NGN)の接続料金〕(2020.3.26) ・接続約款変更認可<2020年度より適用>〔長期増分費用方式による公衆網接続料金〕(2020.3.26)
2021	・接続約款変更認可<2021年度より適用>〔長期増分費用方式による公衆網接続料金〕(2021.3.26) ・接続約款変更認可<2021年度より適用>〔2019年度接続会計に基づく専用線等の接続料金〕(2021.6.2) ・接続約款変更認可<2021年度より適用>〔加入光ファイバの接続料金(補正)〕(2021.6.2) ・接続約款変更認可<2021年度より適用>〔次世代ネットワーク(NGN)の接続料金〕(2021.6.2)
2022	・接続約款変更認可<2022年度より適用>〔2020年度接続会計に基づく専用線等の接続料金〕(2022.3.28) ・接続約款変更認可<2022年度より適用>〔加入光ファイバの接続料金〕(2022.3.28) ・接続約款変更認可<2022年度より適用>〔長期増分費用方式による公衆網接続料金〕(2022.5.27)
2023	・接続約款変更認可<2023年度より適用>〔2021年度接続会計に基づく専用線等の接続料金〕(2023.3.24) ・接続約款変更認可<2023年度より適用>〔長期増分費用方式による公衆網接続料金〕(2023.5.26) ・接続約款変更認可<2023年度より適用>〔加入光ファイバの接続料金〕(2023.7.31)
2024	・接続約款変更認可<2024年度より適用>〔2022年度接続会計に基づく専用線等の接続料金〕(2024.3.21) ・接続約款変更認可<2024年度より適用>〔加入光ファイバの接続料金〕(2024.3.21) ・接続約款変更認可<2024年度より適用>〔長期増分費用方式による公衆網接続料金〕(2024.3.21)

\*1 当該年度の4月1日に遡って適用 \*2 当該年度の4月11日に遡って適用 \*3 当該年度の3月1日に遡って適用

# 接続料金

## (1) 電話およびISDNの接続料金

### ① 接続料金の概要



<2022年度接続会計結果に基づく算定（2024年4月1日から適用の料金）> (税抜)

区 分	料 金
番号案内サービス接続機能（中継交換機等接続）	1案内ごとに 323円
番号案内サービス接続機能（一般中継局ルーター接続）	1案内ごとに 319円
公衆電話発信機能*	1秒ごとに 4.1057円

\*別途、ユニバーサルサービス制度に係る加算料が必要となります。

※接続会計結果に基づく料金については、実績費用と実績接続料収入の差額を次々年度以降の接続料原価に加えて調整することとしております。

<長期増分費用方式による算定\*1（2023年4月1日から適用の料金）> (税抜)

区 分	料 金
加入電話・メタルIP電話接続機能	1通信ごとに 0.45830円 1秒ごとに 0.043735円

\*1 PSTNのIP網への移行に伴う経過措置について

現在、NTT東日本では、固定電話のコアネットワークについて、PSTNのIP網への移行（PSTNマイグレーション）を進めています。

PSTNのIP網への移行により、加入者交換機（GC）もしくは中継交換機（IC）に設定した相互接続点で実施している、加入電話などの電話サービスの接続事業者との相互接続について、IP網のゲートウェイルーターに設定した相互接続点での接続に移行します。

接続料の設定方法については、円滑な移行を図る観点から、接続形態（GC接続・IC接続・IP接続）にかかわらず、単一の接続料を設定するよう省令に定められており、それに基づいて単一の接続料を設定しています。

\*2 接続事業者の料金設定呼の場合

## ②長期増分費用方式

### ●長期増分費用方式について

接続に要するネットワーク設備の接続料について、実際にかかった費用をもとに料金算定するのではなく、現在と同じ加入数規模とトラフィックに対する処理能力を備えたネットワークを現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術で新たに構築した場合の費用をもとに料金算定する方式です。

### ●長期増分費用方式導入の経緯

1997年からの日米規制緩和協議の中で、接続料金に関わる問題が取り上げられ、1998年5月のバーミンガムサミットにおいて、接続料金の低廉化に向けて長期増分費用方式を導入することで合意されました。

その合意に基づいて、2000年5月に長期増分費用方式での接続料算定に関する電気通信事業法の一部改正が行われました。

具体的料金水準については、同年7月の日米規制緩和協議における日米合意を受けて、以後3年間（2000～2002年度）で1998年度の接続料金に対してGC接続で22.5%、IC接続で60.1%の引き下げ（その8～9割を2年で実施）を行うことが決定されました。

### ●長期増分費用モデルの見直し

（改定モデル：2003、2004年度適用）

その後、日米合意を受けて、長期増分費用モデルの見直し（改定モデル）が行われ、2002年9月の情報通信審議会における改定モデルを踏まえた接続料算定の在り方に関する答申およびその答申を受けた接続料規則の改正により、次の項目などが決定されました。

- ①2002年度の接続料金に対して、GC接続で3.1%の引き下げ、IC接続で11.9%の引き上げ
- ②加入者交換機能については、2003年度または2004年度の通信量が2001年度下期および2002年度上期の通信量の合計と比較して15%を超えて変動した場合、NTT東日本・NTT西日本と接続事業者の通信量の減少割合に応じて、精算を実施
- ③中継伝送専用機能の接続料についても長期増分費用方式で算定

（第3次モデル：2005～2007年度適用）

トラフィックの減少および新規投資の抑制などの環境変化を踏まえ、再度モデルの見直し（3次モデル）が行われ、2004年10月の情報通信審議会における2005年度以降の接続料の在り方に関する答申等により、

- ①NTSコストを5年間かけて段階的に接続料から基本料に付け替える

- ②毎年、適用年度の前年度下期および当年度上期の予測通信量等を用いて接続料金を算定（精算制度は廃止）

（第4次モデル：2008～2010年度適用）

固定電話網への投資抑制やIP化の進展等の環境変化を踏まえ、再度モデルの見直し（4次モデル）が行われました。さらに2007年9月の情報通信審議会における2008年度以降の接続料の在り方に関する答申等により、ユニバーサルサービス基金制度の支援額の算定方法の見直しにあわせて、基本料で負担することとされたNTSコストの一部を2008年度からは接続料として接続事業者が負担する制度変更が行われました。

（第5次モデル：2011～2012年度適用）

税制改正等の最新の実態への対応やモデルの精緻化を踏まえ、再度モデルの見直し（5次モデル）が行われ、2010年9月の情報通信審議会における2011年度以降の接続料の在り方に関する答申等により、電気通信分野を取り巻く環境変化等に適切に対応した算定方式とするため、5次モデルを用いた算定方式の適用期間は2年間とされました。

（第6次モデル：2013～2015年度適用）

回線数の減少に対応したネットワーク構成の見直しや、東日本大震災を踏まえたネットワークの信頼性確保の観点から、再度モデルの見直し（6次モデル）が行われました。加えて、2012年9月の情報通信審議会における2013年度以降の算定の在り方に関する答申等により、PSTNからIP網への移行の進展を考慮し、IP網への移行を見据えた償却済み比率の上昇を反映するための補正措置が導入されました。なお、6次モデルを用いた算定方式の適用期間は、3年間とされました。

（第7次モデル：2016～2018年度適用）

継続的な回線数の減少やIP網への移行を踏まえ、算定対象とするサービスの見直し（ICTラッシュ呼の追加）および災害対策コストの追加等、再度モデルの見直し（7次モデル）が行われました。また、2016年度以降の算定の在り方に関する答申等により、7次モデルを用いた算定方式の適用期間は、3年間とされました。なお、PSTNからIP網への移行の進展を踏まえ、IPモデルの検討が行われましたが、音声品質を確保するための具体的な方式やコストが整理されていないこと等の大きな課題があることから適用が見送られました。

(第8次モデル：2019～2021年度適用)

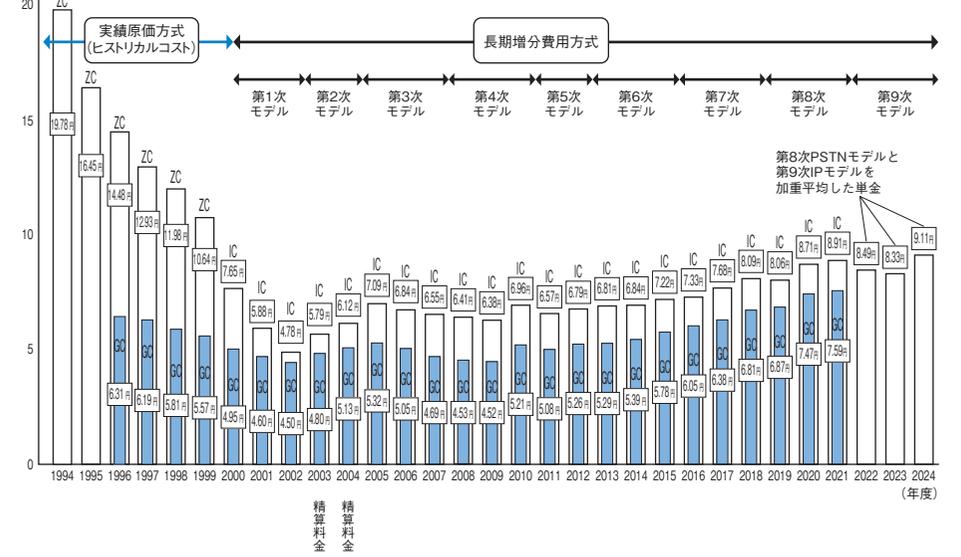
引き続き非効率性の排除等の観点を踏まえ、電力設備等の耐用年数の見直しやRT局の蓄電池保持時間の長延化等、再度モデルの見直し（8次モデル）が行われました。また、2019年度以降の算定の在り方に関する報告書より、8次モデルを用いた算定方式の適用期間は3年間とされました。なお、ネットワークのIP化を踏まえ、IPモデルに関してもモデルの見直しが行われましたが、適用期間におけるネットワークはPSTNであり、現時点において、IP網を前提にした算定への移行を終了する時期を特定するのは時期尚早とされ、まずはPSTNモデルにより接続料算定が行われることとなりました。

(第9次モデル：2022年4月～2024年12月適用)

IP網への接続ルートの切替などの環境変化を踏まえ、IPモデルの見直し（9次モデル）が行われました。

なお、IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方に関する最終答申より、接続ルートの切替が完了する2024年12月までの移行期間において、接続ルート切替前後で、加入電話の発着信に係る接続料などの負担を単一とすることが適当とされ、当該期間中の接続料などの算定では、接続ルート切替前の網に対応した8次PSTNモデルの算定値と接続ルート切替後の網に対応した9次IPモデルの算定値の加重平均値を適用することとなりました。

<事業者間接続料金の推移> (税抜)



※3分間通話した場合の料金。なお、3分制方式の1994、1995年度の料金は、現在の秒課金方式（X円/呼+Y円/秒）ベースに補正。  
※2024年度接続料の適用期間は2024年4月から2024年12月まで。

## (2) 専用線の接続料金

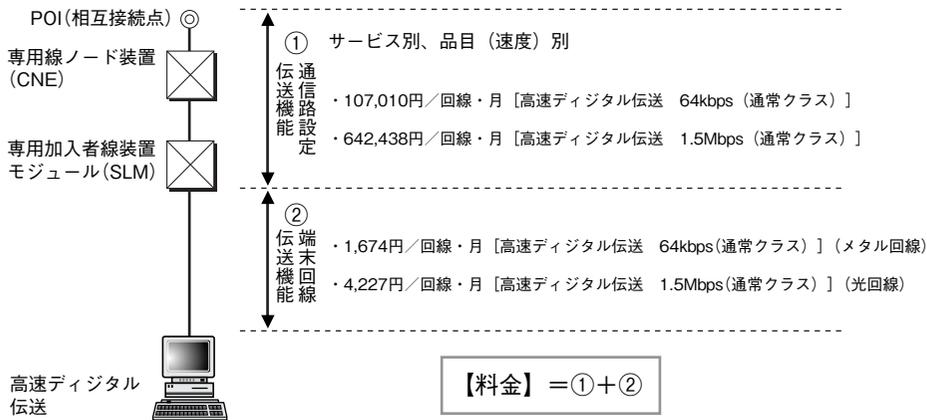
### ① 接続料金の概要 (2024年4月1日から適用の料金)

(月額・税抜)

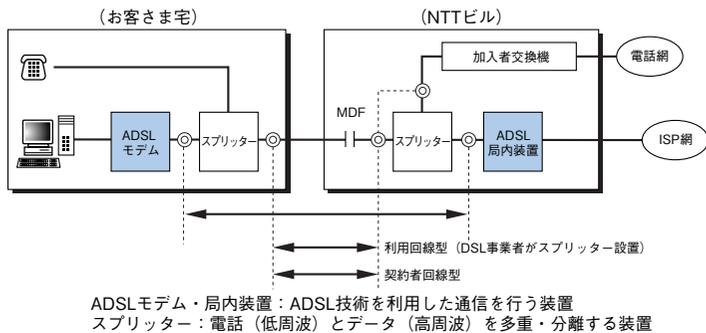
区 分		料 金
一般専用	3.4kHz	12,711円
デジタルアクセス	64kbps (タイプ1-1)	12,065円
	1.5Mbps (タイプ1-1)	130,369円
高速デジタル伝送	64kbps (通常クラス)	108,684円
	1.5Mbps (通常クラス)	646,665円

※同一-MA内の場合の料金 ※タイプ1-1：平日昼間帯保守メニュー

### ② 料金適用例 (同一-MA内の場合) (税抜)



## (3) DSL (MDF接続) 事業者の接続料金



## <接続料金の概要 (2024年4月1日から適用の料金) > (1回線あたり月額・税抜)

区 分	料 金
利用回線型 (加入電話と共用する場合)	DSL事業者がスプリッター設置(タイプ1-2) 213円
契約者回線型 (加入電話と共用しない場合)	タイプ1-1 1,717円
	タイプ2 1,767円

※タイプ1-1：平日昼間帯保守メニュー

※タイプ1-2：全日昼間帯保守メニュー

※タイプ2：全日24時間帯保守メニュー

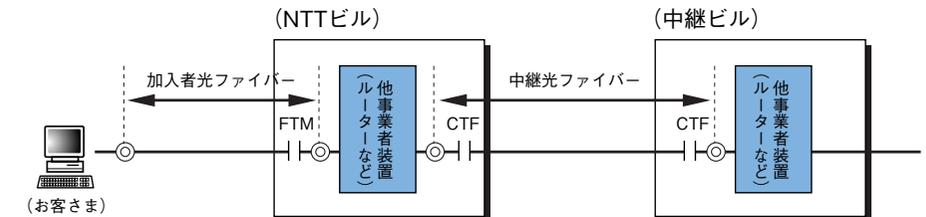
(参考)

## <線路情報開示システムの手続費 (2024年4月1日から適用の料金) > (月額・税抜)

線路情報開示システム	1,913,000円
------------	------------

※上記の手続費を、月間の事業者別新規契約者数比率で按分し請求します。

## (4) 光ファイバーのアンバンドル料金



FTM (Fiber Termination Module)：加入光ファイバー回線を収容する配線装置

CTF (Cable Termination Frame)：中継光ファイバー回線を収容する配線装置

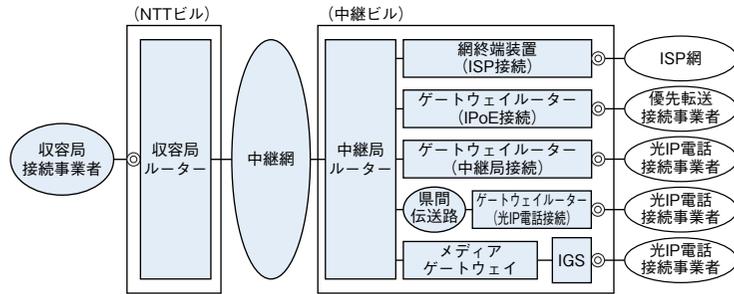
## <接続料金の概要 (2024年4月1日から適用の料金) > (月額・税抜)

区 分	料 金
加入光ファイバー*1*2	タイプ1-1 2,052円/芯
	タイプ1-2 2,052円/芯
	タイプ2 2,114円/芯
中継光ファイバー*1	0.916円/芯・m
局内光ファイバー*1	同一ビルの場合 403円/芯

\*1 上記のほかに回線管理運営費 (1回線ごとに月額43円) が必要となります。

\*2 2023~2025年度の各年度における実績収入と実績原価の差額をその年度の翌々年度以降の接続料の原価に加減して補正することとしております。

## (5) 次世代ネットワーク (NGN) の接続料金



※ゲートウェイルーター（光IP電話接続）を疎通する光IP電話の接続ルートへの切替は、2021年度からNTT東日本と西日本を含むそのほかの接続事業者において順次開始され、2024年12月までに完了する予定です。

<接続料金の概要（2021年4月1日から適用の料金）> (月額・税抜)

区分	料金	
光IP電話接続機能 (ひかり電話) *1*2*3	1通信ごとに	0.83421円
	1秒ごとに	0.0019864円
一般取容局ルーター接続ルーティング伝送機能 【取容局接続機能】 *1*2*4	1取容局ルーター装置ごとに	954,296円
一般取容局ルーター優先パケット識別機能 (優先クラスを識別するもの) *2	1契約ごとに	2.43円
一般中継系ルーター交換伝送機能 (優先クラス) *2	1Mbitまでごとに	0.000058437円
端末系ルーター交換機能 (10Gbpsタイプ) *5*6	1装置ごとに	705,208円

\*1 省令改正に伴い、端末系ルーター交換機能、関門系ルーター交換機能、一般中継系ルーター交換伝送機能などの接続料金を設定しております。当該料金を組み合わせて、上記の適用接続料金を設定しております。

\*2 2021年度～2024年12月の間における実績収入と実績原価との差額（調整額）については、算定期間終了後、実績費用に加減します。

\*3 光IP電話接続機能の3分あたり料金：1.37円（県間伝送機能3分あたり0.005円、中継交換機能3分あたり0.17円を含む場合）

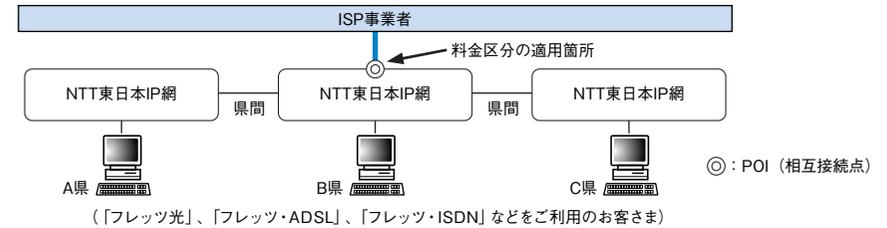
\*4 取容局接続機能については、上記のほかに回線管理運営費（1回線あたり月額43円）が必要となります。

\*5 2020年度～2024年度における実績収入と実績原価との差額（調整額）については、算定期間終了後、実績費用に加減します。

\*6 サービス提供エリアの最新情報につきましては、以下のURLをご参照ください。

<<https://www.ntt-east.co.jp/>>

## (6) NGN・地域IP網の広域化（県間接続）における接続料金



<接続料金の概要> (月額・税抜)

区分		料金			
IP通信網県間 区間伝送機能 (PPPoE県間接続に係るもの) *1	GbE：1Gbpsごと	1ポートごとに	1,090,000円		
	10GbE：10Gbpsごと	1ポートごとに	2,830,000円		
	FE：100Mbpsごと	1ポートごとに	420,000円		
	ATM：135Mbpsまでごと				
DA/HSD：1.5Mbps、6Mbpsごと					
一般IP通信網 県間中継系 ルーター 交換伝送機能 *2	IPoE県間 接続に係 るもの*3	100GbE： 100Gbps ごと	東京都内の設置 場所において接 続する場合（接 続対象が東日本 全域）	1ポートごとに	7,016,667円
		100GbE： 100Gbps ごと	上記以外の場合 （接続対象が特 定地域）	1ポートごとに	3,840,909円
	優先パケット県間接続に係るもの*4		1Mbitまで ごとに	0.00014152円	
	IP音声県間接続に係るもの*4		1秒あたり	0.000026494円	

\*1 上記のほかに回線管理運営費（1回線ごとに月額139円、1請求ごとに月額125円）が必要となります。

\*2 料金算定期間における実績収入と実績原価との差額（調整額）については、算定期間終了後、実績費用に加減します。

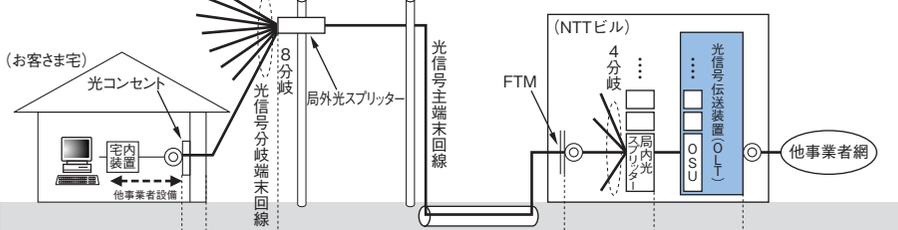
（料金算定期間：IPoE県間接続に係るものは、2023年6月～2024年12月、左記以外は2021年4月～2024年12月）

\*3 2023年6月16日から適用の料金

\*4 2021年4月1日から適用の料金

## (7) シェアドアアクセス方式を利用した加入光ファイバー料金

<設備構成イメージ>



<接続料金の概要 (2024年4月1日から適用の料金) (タイプ1-2の場合) > (月額・税抜)

区分	光屋内配線*2*3	光信号分岐端末(引込線)*3*4	光信号主端末回線(光局外スプリッターを含む)	局内光スプリッター	光信号伝送装置(OLT)
光信号伝送装置により、最大1Gbpsまでの伝送が可能なもの*1	196円 /1回線	367円 /1光信号分岐端末回線	1,812円 /1光信号主端末回線	159円 /1光局内スプリッター	1,372円/10SU
光信号伝送装置により、最大10Gbpsまでの伝送が可能なもの*1				423円 /1光局内スプリッター*5	72,025円 /1光信号伝送装置(OLT)*5*6 15,189円/10SU*5*6 12,491円 /1保守用OSU*5*6

◎:POI(相互接続点)

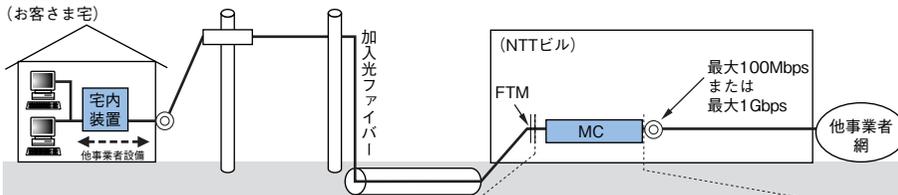
FTM(Fiber Terminal Module):光ファイバー回線を収容する配線装置

OSU(Optical Subscriber Unit):回線終端装置と対向して光信号を送る装置(パッケージ)

- \*1 上記のほか、回線管理運営費(1光信号分岐端末回線あたり月額43円)が必要となります。
- \*2 光屋内配線の設置時には、設置工事費(平日昼間の場合、1工事ごとに14,882円)が必要となります。
- \*3 光屋内配線の接続料金はNTT東日本の引込線と一体として設置される場合に適用されます。
- \*4 引込線の設置時には、設置工事費(平日昼間の場合 1工事ごとに6,211円)が必要となります。  
また、撤去時には、撤去工事費(1工事ごとに9,502円)および単芯ケーブルにかかる未償却残高が必要となります(上記工事費は、光信号分岐端末回線収容キャビネットを設置および撤去する場合の工事費を含みます)。
- \*5 2020年度～2024年度における実績収入と実績原価との差額(調整額)については、算定期間終了後、実績費用に加減します。
- \*6 光信号伝送装置に加え、OSUおよび保守用OSUが必要となります。  
※引込線と光信号主端末回線を組み合わせて提供する形態、引込線から光信号伝送装置までを組み合わせる形態、光屋内配線から光信号主端末回線までを組み合わせる形態、光屋内配線から光信号伝送装置までを組み合わせる形態があります。

## (8) 光アクセスラインに使用するメディアコンバータの接続料金

<設備構成イメージ>



<接続料金の概要 (2024年4月1日から適用の料金) (タイプ1-2の場合) > (月額・税抜)

区分	料金
100Mbpsタイプ	681円/回線
1Gbpsタイプ	1,826円/回線

◎: POI (相互接続点)

MC(Media Converter): 光信号と電気信号を変換する装置

FTM(Fiber Termination Module): 光ファイバー回線を収容する配線装置

## (9) 県内専用線の事業者向け割引料金

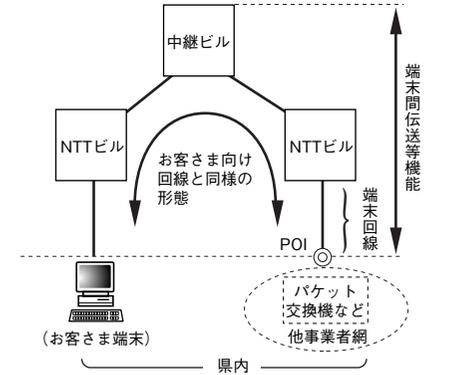
<料金適用例>

接続料金: 専用サービス契約約款の料金額×(1-端末間伝送等機能割引率)

(上記で算出した料金額に対し、長期継続利用減額および高額利用割引について専用サービス契約約款の条件により適用)

(参考) 専用サービス契約約款の割引率条件

	一般専用	高速デジタル伝送
長期継続利用減額	(なし)	7% (3年契約) 11% (6年契約)
高額利用割引	3%~7% (利用額に応じて適用)	



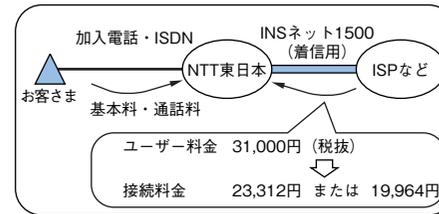
◎: POI (相互接続点)

<接続料金の概要 (2002年8月2日から適用の料金) >

区分	一般専用	高速デジタル伝送
端末間伝送等機能(専用サービス契約約款の料金額に乗じる割引率)	3.5%	8.6%
接続の申し込みなどの際にNTT東日本の営業担当者を経由する場合		
上記以外の場合	9.5%	21.6%

## (10) INSネット1500回線の事業者向け割引料金

<料金適用例>



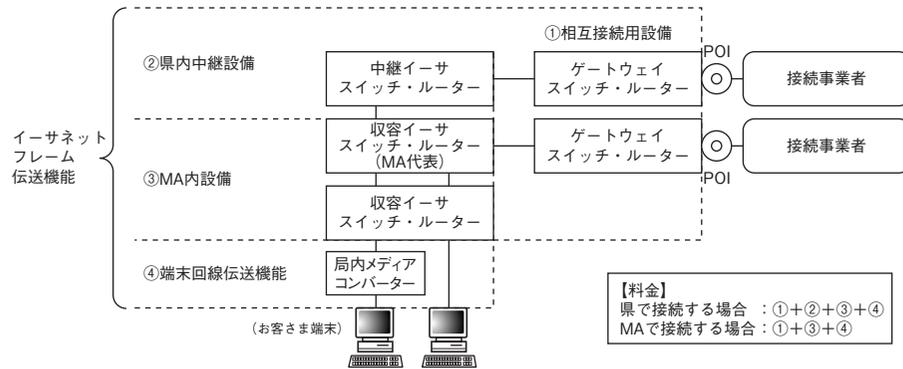
<接続料金の概要 (2002年6月20日から適用の料金) >

(税抜)

区分	料金(割引率)
INSネット1500回線(総合デジタル通信端末回線伝送機能)	23,312円(24.8%)
上記以外の場合	19,964円(35.6%)

(参考) INSネット1500ユーザー料金 31,000円 (税抜)

## (11) イーサネットフレーム伝送機能のPVC回線の接続料金



<接続料金の概要（NTT東日本の準備\*1が正しい次第、適用の料金）> （月額・税抜）

区 分		料 金	
イーサネット フレーム 伝送機能	相互接続用設備*2	209,877円/1装置ごと	
	県内中継設備*2*3	10Mbps	61,433円/事業者ごと県ごと
		100Mbps	156,711円/事業者ごと県ごと
		1Gbps	400,860円/事業者ごと県ごと
		10Gbps	1,025,532円/事業者ごと県ごと
		100Gbps	2,629,313円/事業者ごと県ごと
	MA内設備*2*3	10Mbps	133,288円/事業者ごとMAごと
		100Mbps	340,034円/事業者ごとMAごと
		1Gbps	870,078円/事業者ごとMAごと
		10Gbps	2,228,829円/事業者ごとMAごと
100Gbps		5,743,194円/事業者ごとMAごと	
端末回線伝送機能*2	100Mbps以下	3,871円/1回線ごと	
	1Gbps以下	9,407円/1回線ごと	
	2Gbps以上	2,473円/1回線ごと	

\*1 接続事業者から要望があった時点で、当該事業者と開発契約を締結し、NTT東日本において所要のシステム改修を行います。そのシステム改修の完了および当該システム改修費に係る接続約款変更が必要になります。

\*2 料金算定期間における実績収入と実績原価との差額（調整額）については、算定期間終了後、実績費用に加減します（料金算定期間：2021年度～2025年度）。

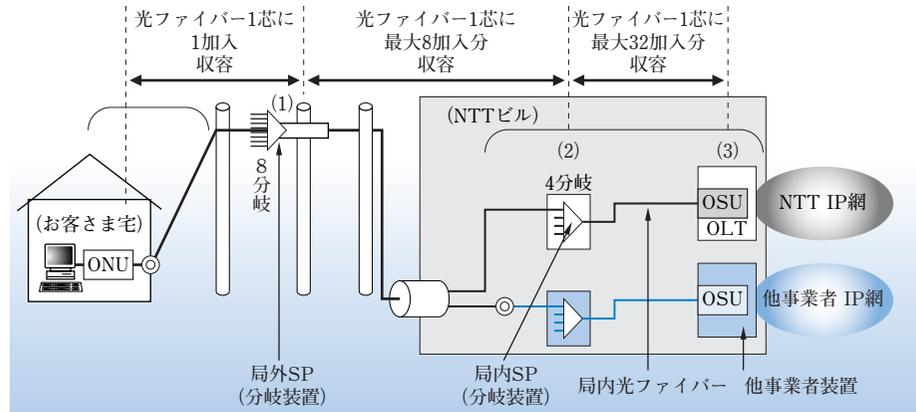
\*3 主な品目を記載しております。

## (参考)

### 光サービスのアクセス区間の提供方法(分岐方式の場合)

光サービス(「フレッツ 光ネクスト」および「フレッツ 光ライト」など)のアクセス区間は、加入光ファイバー、局外スプリッター(局外SP)、局内スプリッター(局内SP)、局内光ファイバー、OLT・OSUなどを用いて提供しています。

- ・OLT・OSUと局内SPの間は、1芯の局内光ファイバーで最大32加入を収容。
- ・局内SPは最大4分岐、局外SPは最大8分岐し、局外SPと局内SPの間は、1芯の光ファイバーで最大8加入を収容。また、他事業者は、NTT東日本の局舎内にOLT・OSU装置を設置し、サービスを提供することが可能で、現にサービス提供をしています。



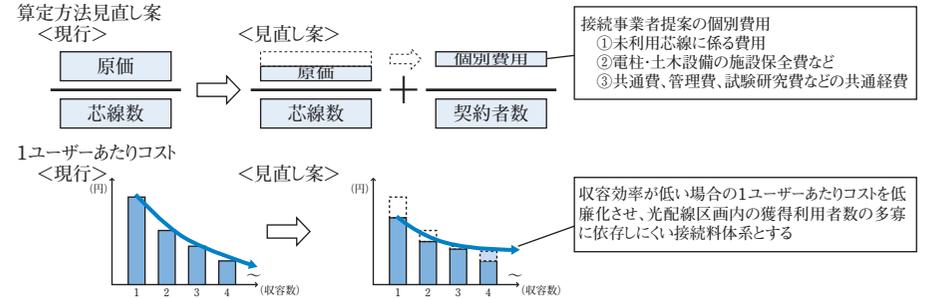
OLT(Optical Line Terminal)・OSU(Optical Subscriber Unit) : 光信号を終端して電気信号に変換する装置・パッケージ  
光配線盤: 局内装置とつながる光ファイバーを収容する配線盤  
局内SP(スプリッター) : 分岐装置(4分岐)  
局外SP(スプリッター) : 分岐装置(8分岐)  
ONU(Optical Network Unit) : 光信号/電気信号の変換をする装置



### 接続事業者が主張している加入光ファイバー接続料の算定方法見直しなどについて

- これまで接続事業者は、加入光ファイバーに係る接続方式について、主にOSU共用方式の実現を要望してきたところですが、直近では、現行の接続方式を維持したまま、接続料原価を精査し、原価を構成する個別費用の負担のあり方について、現行の芯線単位から契約者単位に見直すことを要望しています。

### <接続事業者要望のイメージ>



### 加入光ファイバー接続料の算定方法見直しなどについてのNTT東日本の考え方

- NTT東日本は、従前のOSU共用方式はもとより、以下のような視点から、加入光ファイバー接続料の算定方法見直しについては、実施すべきでないとして主張しています。

#### <OSU共用方式について>

- OSUを事業者間で共用する場合、サービスを提供する事業者に均一のサービスの提供を義務付けることになり、サービスの進化、発展を妨げ、サービス競争を阻害すること。
- NTT東日本の帯域制御サーバーでは、他社サービスをご利用中のお客さまの帯域を管理できないことから、当該サーバーで認識している空き帯域と実際の空き帯域に差異が生じ、その結果、その芯線をご利用中のお客さま全員の帯域が確保できなくなる。
- 仮に、帯域確保サービスを提供する場合、優先制御を優先する振り分け装置を新たに開発・導入したうえで、各社のIPネットワークのパケットを一元的にコントロールする仕組みを構築する必要があり、膨大な費用がかかること。
- 分岐方式は、提供開始後23年間で、速度アップや新サービスの提供にあたり、都合4回(計5種類)にもおよぶOSU装置などの変更を行っており、現時点におけるOSU装置や分岐数を固定的に捉えOSUなどを共用することは、速度アップや新サービスの提供が困難となり、お客さま利便の向上に支障が生じること。
- 新サービスの提供に必要なOSUの変更などについて、関係事業者間の調整が必要となり、お客さまへのタイムリーな新サービスの提供に支障が生じること。
- 故障対応などの実施にあたって、関係事業者間の調整が必要となり、回復までに時間を要し、特に、障害時に早急な回復が必要な回線などについては、致命的なお客さまサービスレベルの低下となり、お客さまへの「安心・安全・信頼性の高いサービス」の提供に支障が生じること。
- 品質確保に向けた運用方法、新サービス提供時の設備更改・変更に係る事業者間の取り決めなどについては、サービス提供の根幹であり、会社の事業計画の自由度を狭めるものであることから、異なるサービスポリシーを持つ事業者間で共通の運用ルールを定めることは非常に困難であること(現に、事業者間調整が容易であると考えられていたADSLの回線名義人に関する確認ルールについてさえ、その調整に約1年にもおよぶ長期の期間を要した)。
- NTT東日本の分岐方式は、現にダークファイバー1芯線単位、OSUは1パッケージ(OSU)単位といった設備の最小単位で貸し出し実施していること、またOSUなどを他事業者自ら設置することも可能であり、現に他事業者は数百ものビルにOSUなどを自前で設置していること(事業者振り分けスイッチを他事業者自ら設置するだけで共用可能)から、他事業者はNTT東日本と同様なアクセスサービスの提供が十分可能であること。
- 共用を要望されている他事業者は、800万(2024年3月31日時点)以上のブロードバンドユーザーを有しており、当該事業者同士でOSUを共用することによって、効率的なサービス提供が十分可能であること。
- 自前で光ファイバーを敷設している電力系事業者やCATV事業者なども、分岐端末回線単位での接続料の設定については、設備競争の否定につながるなどから反対していること。

#### <個別費用の負担の在り方の見直しについて>

- 接続料の算定にあたり、本来主端末回線に帰属すべきコストの一部を契約者単位で負担するといった見直しは、光のトータルコストを削減する効果はないばかりか、モラルハザード的な利用を誘発することで非効率な設備構築を助長し、光のトータルコストが上昇する弊害が生じる。
- また、こうした見直しは、接続料負担に係る公平性が確保されず、既存事業者に新規事業者のコストを負担させることで新規事業者を優遇することとなり、接続事業者間のみならず設備構築事業者との間の公正な競争を歪め、結果として既存事業者との間のスイッチング競争を助長することとなり、光の新規需要拡大や利活用の促進には寄与しないことから、このような接続料体系の見直しは行うべきではない。